
プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 第 110 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 110 回企業結合専門委員会（2023 年 12 月 19 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」に寄せられたコメントについて

（会計処理の論拠）

2. 企業会計基準適用指針公開草案第 80 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」第 38-2 項の整理について、共通支配下の取引に類似するとする記載について踏み込みすぎていると考えている。公開草案で提案されている論拠は支配が継続している場合でも適用できると解釈される可能性があるため、見直すことを検討してはどうか。

（開示）

3. 開示の明確化を求めるコメントが寄せられているため、コメント対応に関する審議において検討すべきである。

「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」に寄せられたコメントについて

（当期税金の計上区分）

4. 企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第 5 項に基づく税額の計上区分の考え方について、その発生源となる取引等の処理と整合させた場合には税務上非適格となるスピンオフは会計上で損益が計上されないため、当期税金を損益に計上すべきかどうか改めて検討することが必要ではないか。

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に寄せられたコメント

について

(完全子会社株式の配当日が当該子会社の決算日以外の日である場合の取扱い)

5. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」で定めるみなし取得日等については原則処理に対する例外を定めているものであり、完全子会社株式の配当日が当該子会社の決算日以外の日である場合にも適用できるかどうかを結論の背景等で明確にすることが実務に資すると考える。

(個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)の減額の修正として取り扱う項目)

6. 個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金(繰越利益剰余金)の減額の修正として取り扱う項目について、公開草案の提案は理に適っていると考えるが、議論の経緯を理解しなければ難解であるため、結論の背景等の記載についてより明確化されるよう見直すことを検討すべきと考える。

以上